

議案第37号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市市税条例第26条第1号エの規定は、令和6年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）の施行に伴い、現行の原動機付自転車から区別して新たに定義される特定小型原動機付自転車（一定の条件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税の種別割の税率を定めるに当たり、改正の要あるため提案する。